



川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき」を加える。

第2条第1号中「、上下水道局、交通局、病院局、」を「及び」に改め、「、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局」を削る。

第6条第1項中「（教育委員会事務局にあつては、教育次長。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「規程」を「規定」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。